5. 河川整備の実施に関する事項

- 5. 河川整備の実施に関する事項
- 5.1 河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

前章の目標の達成に向け、河川整備(治水事業)の整備手順の考え方は、岡山県西部地域における行政、経済の中心的役割を持つ倉敷市街地の重要度、上下流や本支川の治水バランス、過去の被災状況、事業の進捗状況、事業効果等を踏まえて次のとおりとします。

<整備手順>

- 1. 小田川合流点の付替え及び高梁川下流地区の築堤など
- ① 流域内で人口、資産が集中する倉敷市街地区間に位置する本川酒津地先、 及び過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位 低下を図る抜本的な対策として、小田川の合流点付替えを実施します。

高梁川と小田川を分離する締切堤を設置する際には、左右岸バランスを考慮し、古地地先の堤防補強を実施するとともに、本川で現況の河積不足が生じないよう、河積確保に努めます。

- ② 倉敷市街地が拡がる下流地区においては、小田川合流点付替え完了までに、 堤防の断面が不足する部分の築堤(断面確保)、堤防補強(浸透対策)を実 施します。また、高潮対策区間の築堤についても順次実施します。
- ③ 小田川合流点付替え完了後に、新合流点から上流の笠井堰の左岸堰改築、河道掘削を実施します。
- 2. 高梁川中・上流地区及び小田川の河道掘削、築堤など
- ① 小田川合流点付替え完了等により下流地区・高梁川派川の安全度向上を図った後、本川中流地区の河道掘削・樹木伐開、堤防補強(浸透対策)、築堤(断面確保)を実施します。また小田川においても河道掘削・樹木伐開、築堤(断面確保)等を実施します。
- ② 下流地区・高梁川派川、中流地区の安全性向上を図った後、上流地区で浸水被害の軽減を図るため河道掘削を実施します。

なお、本整備計画対象期間の後は、河川整備基本方針に定めた目標を達成するため、固定堰改築による流下能力向上などを踏まえ、治水バランスを図りながら、引き続き段階的な整備を行います。

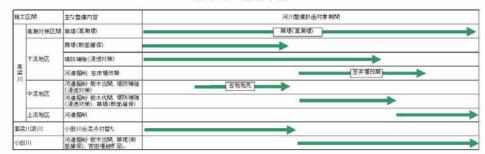


表 5.1.1 整備手順

5. 河川整備の実施に関する事項

- 5.1 河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

前章の目標の達成に向け、河川整備(治水事業)の整備手順の考え方は、岡山県西部地域における行政、経済の中心的役割を持つ倉敷市街地の重要度、上下流や本支川の治水バランス、過去の被災状況、事業の進捗状況、事業効果等を踏まえて次のとおりとします。

表現の統一

<整備手順>

- 1. 小田川合流点付替え及び高梁川下流地区の築堤など
- ① 流域内で人口、資産が集中する倉敷市街地区間に位置する本川酒津地先、 及び過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位 低下を図る抜本的な対策として、小田川の合流点付替えを実施します。

高梁川と小田川を分離する締切堤を設置する際には、左右岸バランスを考慮し、古地地先の堤防補強を実施するとともに、本川で現況の河積不足が生じないよう、河積確保に努めます。

- ② 倉敷市街地が拡がる下流地区においては、小田川合流点付替え完了までに、 堤防の断面が不足する部分の築堤(断面確保)、堤防補強(浸透対策)を実 施します。また、高潮対策区間の築堤についても順次実施します。
- ③ 小田川合流点付替え完了後に、新合流点から上流の笠井堰の左岸堰改築、 河道掘削を実施します。
- 2. 高梁川中・上流地区及び小田川の河道掘削、築堤など
- ① 小田川合流点付替え完了等により下流地区・高梁川派川の安全度向上を図った後、本川中流地区の河道掘削・樹木伐開、堤防補強(浸透対策)、築堤(断面確保)を実施します。また小田川においても河道掘削・樹木伐開、築堤(断面確保)等を実施します。
- ② 下流地区・高梁川派川、中流地区の安全性向上を図った後、上流地区で浸水被害の軽減を図るため河道掘削を実施します。

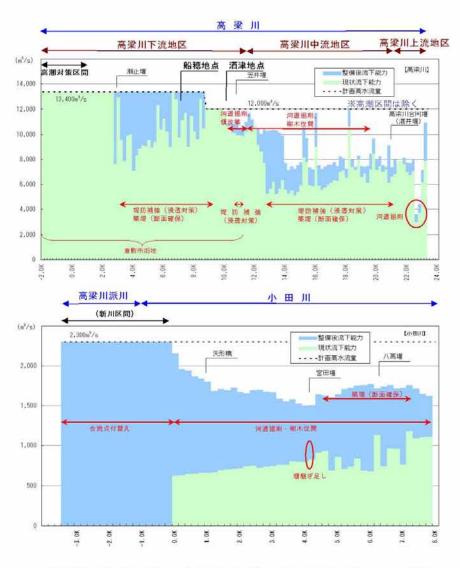
なお、本整備計画対象期間の後は、河川整備基本方針に定めた目標を達成するため、固定堰改築による流下能力向上などを踏まえ、治水バランスを図りながら、引き続き段階的な整備を行います。

表 5.1.1 整備手順



高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

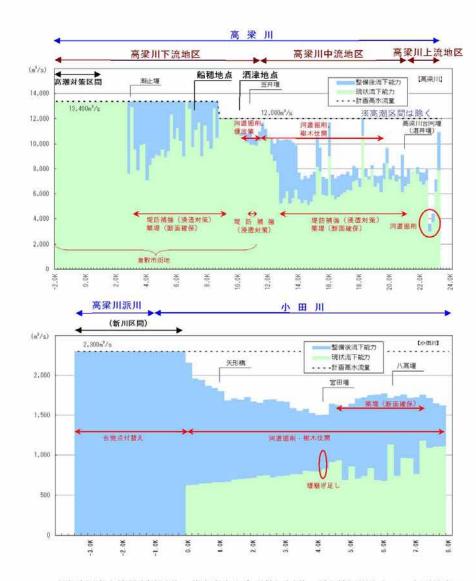


注)計画高水流量(高梁川):基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の 河道計画に適用する高水流量。高梁川では、150年に1度超 過する降雨量を対象に、基本高水を設定している。

計画高水流量(小田川):基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の 河道計画に適用する高水流量。小田川では、100 年に 1 度超 過する降雨量を対象に、基本高水を設定している。

図 5.1.1 現状流下能力及び流下能力向上策

5. 河川整備の実施に関する事項



注)計画高水流量(高梁川): 基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の 河道計画に適用する高水流量。高梁川では、150年に1度超 過する降雨量を対象に、基本高水を設定している。

計画高水流量(小田川):基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の 河道計画に適用する高水流量。小田川では、100年に1度超 過する降雨量を対象に、基本高水を設定している。

図 5.1.1 現状流下能力及び流下能力向上策

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

(1) 高梁川下流地区(河口~酒津地先)・高梁川派川

表 5.1.2 河川の整備を実施する区間(高梁川下流地区(高潮対策区間))

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	築堤(高潮堤)	鶴新田地先	0,0k~1,0k 左岸	【高潮①】
向采川	築堤(高潮堤)	乙島地先	-0.8k~1.0k 右岸	【高潮②】

表 5.1.3 河川の整備を実施する区間(高梁川下流地区(河口~酒津地先)・高梁川派川)

河川	整備内容	地先名	区 間	位置図番号
	Andre LET	西之浦地先	2.8k~3.2k 左岸	【断面①】
高梁川	築堤 (断面確保)	西之佃地无	3.4k~4.2k 左岸	【断面②】
	(PAT DEL PIE PISA	玉島地先	5.1k~6.0k 右岸	【断面③】
		片島・西原地先	4.2k~8.0k 左岸	【浸透①】
	HE INT 445 366	水江地先	8.7k~9.1k 左岸	【浸透②】
高梁川	梁川 (浸透対策)	酒津地先	10.5k~10.9k 左岸	【浸透③】
		上成地先	2.7k~5.1k 右岸	【浸透④】
		船穗地先	6.0k~8.7k 右岸	【浸透⑤】
高梁川	河道掘削 注)	酒津地先	9.0k~11.6k 左岸	【掘削①】
高粱川	笠井堰 左岸堰改築 (可動化)	酒津地先	10. 8k	[堰①]
高梁川派川	小田川合流点	水江・柳井原地先	-3.4k~-1.0k 左右岸	【付替①】
小田川	付替え	南山地先	-1.0k~0.0k 左右岸	【付替②】

注) 実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

(1) 高梁川下流地区(河口~酒津地先)・高梁川派川

表 5.1.2 河川の整備を実施する区間(高梁川下流地区(高潮対策区間))

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	築堤(高潮堤)	鶴新田地先	0,0k~1,0k 左岸	【高潮①】
	築堤(高潮堤)	乙島地先	-0.8k~1.0k 右岸	【高潮②】

表 5.1.3 河川の整備を実施する区間(高梁川下流地区(河口~酒津地先)・高梁川派川)

河川	整備内容	地先名	区 間	位置図番号	
	Arrive LEE	西之浦地先	2.8k~3.2k 左岸	【断面①】	
高梁川	築堤 (断面確保)	四之相地九	3.4k~4.2k 左岸	【断面②】	
	(PAT DEL PRE PICA	玉島地先	5.1k~6.0k 右岸	【断面③】	
	,	片島・西原地先	4.2k~8.0k 左岸	【浸透①】	
	141 lb + 445 346	水江地先	8.7k~9.1k 左岸	【浸透②】	
高梁川	高梁川 堤防補強 (浸透対策)	酒津地先	10.5k~10.9k 左岸	【浸透③】	
		上成地先	2.7k~5.1k 右岸	【浸透④】	
		船穗地先	6.0k~8.7k 右岸	【浸透⑤】	
高粱川	河道掘削 注)	酒津地先	9.0k∼11.6k —	【掘削①】	「左岸」
高粱川	笠井堰 左岸堰改築 (可動化)	酒津地先	10. 8k	[堰①]	削除
富梁川派川	小田川合流点	水江・柳井原地先	-3.4k~-1.0k 左右岸	【付替①】	
小田川	付替え	南山地先	-1.0k~0.0k 左右岸	【付替②】	

注)実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。

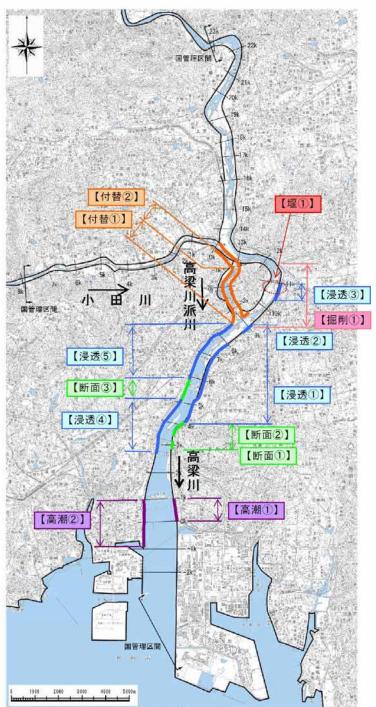


図 5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図

(高梁川下流地区(河口~酒津地先)・高梁川派川)

※図中の番号は表 5.1.2. 表 5.1.3 に対応する位置図番号により場所を表示

5. 河川整備の実施に関する事項

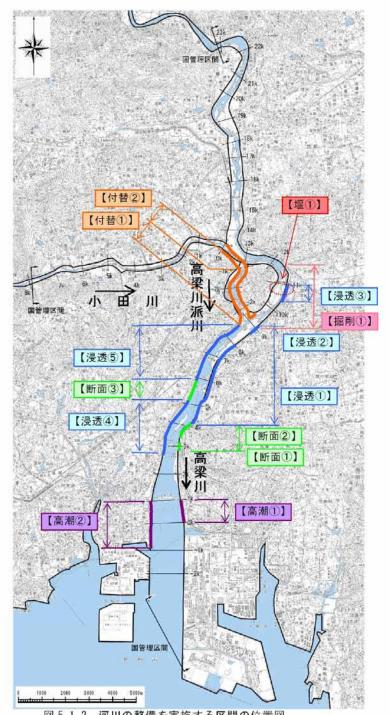


図 5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図

(高梁川下流地区(河口~酒津地先)・高梁川派川) ※図中の番号は表 5.1.2. 表 5.1.3 に対応する位置図番号により場所を表示

5. 河川整備の実施に関する事項

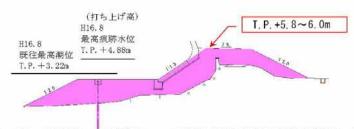
1) 築堤(高潮堤)

高梁川(鶴新田地先: 0.0k~1.0k 左岸) 【高潮①】 (乙島地先: -0.8k~1.0k 右岸) 【高潮②】

高潮に対して、高さ、堤防断面の不足している当該区間では、高潮堤防の段 階的整備を実施します。



高梁川 -0.3k 付近



注)実施に際しては、区間ごとの状況等について検討を行い最適な工法を採用します。

図5.1.3 築堤(高潮堤)のイメージ図

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

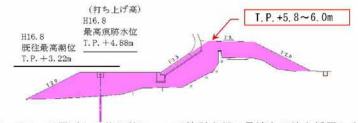
1) 築堤(高潮堤)

高梁川(鶴新田地先: 0.0k~1.0k 左岸) 【高潮①】 (乙島地先: -0.8k~1.0k 右岸) 【高潮②】

高潮に対して、高さ、堤防断面の不足している当該区間では、高潮堤防の段 階的整備を実施します。



高梁川 -0.3k 付近



注)実施に際しては、区間ごとの状況等について検討を行い最適な工法を採用します。

図5.1.3 築堤(高潮堤)のイメージ図

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

2) 築堤 (断面確保)

高梁川(西之浦地先: 2.8k~3.2k 左岸)【断面①】 (西之浦地先: 3.4k~4.2k 左岸)【断面②】 (玉島地先: 5.1k~6.0k 右岸)【断面③】

当該区間では、堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。



高梁川 5.4k 付近 断面拡大 1.3.0

注) 実施にあたっては、背後地の状況の変化等により、堤防の形状が変わる場合があります。

図5.1.4 築堤(断面確保)のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

2) 築堤 (断面確保)

高梁川(西之浦地先: 2.8k~3.2k 左岸)【断面①】 (西之浦地先: 3.4k~4.2k 左岸)【断面②】 (玉島地先: 5.1k~6.0k 右岸)【断面③】

当該区間では、堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。



高梁川 5.4k 付近 断面拡大 1:3.0 H.W.L

注) 実施にあたっては、背後地の状況の変化等により、堤防の形状が変わる場合があります。

図5.1.4 築堤(断面確保)のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

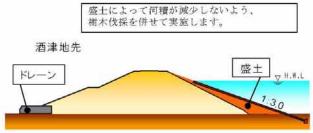
3) 堤防補強 (浸透対策)

高梁川(片島・西原地先: 4.2k~8.0k 左岸) 【浸透①】

(水江地先:8.7k~9.1k 左岸) 【浸透②】 (酒津地先:10.5k~10.9k 左岸) 【浸透③】 (上成地先:2.7k~5.1k 右岸) 【浸透④】 (船穂地先:6.0k~8.7k 右岸) 【浸透⑤】

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防補強を実施します。





討を行い最適な工法を採用します。



側、倉敷市酒津地先)

図 5.1.5 堤防補強 (浸透対策) のイメージ図

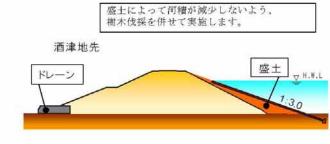
3) 堤防補強(浸透対策)

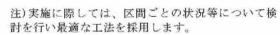
高梁川(片島・西原地先: 4.2k~8.0k 左岸) 【浸透①】

(水江地先:8.7k~9.1k 左岸) 【浸透②】 (酒津地先:10.5k~10.9k 左岸) 【浸透③】 (上成地先:2.7k~5.1k 右岸) 【浸透④】 (船穂地先:6.0k~8.7k 右岸) 【浸透⑤】

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防 補強を実施します。









堤防補強におけるドレーン部 の施工状況(高梁川10.2k左岸 側、倉敷市酒津地先)

図 5.1.5 堤防補強 (浸透対策) のイメージ図

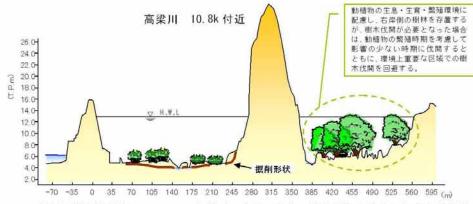
4) 河道掘削

高梁川(酒津地先:9.0k~11.6k 左岸) 【掘削①】

河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削を行います。笠井堰近傍の右岸側は、八幡山から連続して山地性の植物や鳥類が確認される等、多様な環境となっていることから、本整備計画の期間内には左岸の河道掘削のみ実施します。

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖域や山と水際が連続するなど保全上 重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保 全します。





注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な 形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.6 高梁川酒津地先他 整備断面のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

「左岸」を削除

4) 河道掘削

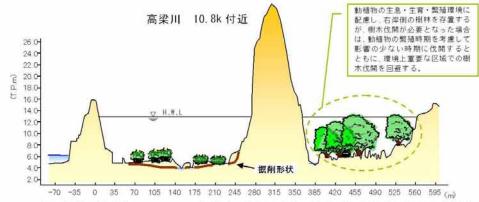
高梁川(酒津地先: 9.0k~11.6k) 【掘削①】

河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削を行います。笠井堰近傍の右岸側は、八幡山から連続して山地性の植物や鳥類が確認される等、多様な環境となっていることから、本整備計画の期間内には左岸の河道掘削のみ実施します。

表現の修正

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、特に保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。





注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.6 高梁川酒津地先他 整備断面のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

5) 笠井堰左岸堰改築(可動化)

笠井堰(高梁川 10.8k) 【堰①】

河積を阻害している笠井堰については、段階的な整備として、左岸側(許可 工作物)の改築を行います。

横断工作物の改築等にあたっては、許可工作物の管理者と十分調整を図ると ともに、自然環境に配慮して進めていきます。河床変動に対しては十分に調査、 検討を行い、堆積による堰操作時の機能障害、洗掘よる損傷等施設への被害が 生じないように配慮します。

妙見山付近の分派区間の、笠井堰の左岸堰改築(可動化)と堰上下流の中州 の掘削に伴う水流の変動に対しては、掘削形状に配慮して酒津堤防への水あた りを緩和させ、堤体の安全性の向上を図ります。



図 5.1.7 笠井堰左岸堰改築(可動化)の位置図

6) 小田川合流点付替え

小田川の洪水を高梁川派川に流すことによって、高梁川及び小田川の水位を 低下させるため、小田川の合流点を現状より約4.6km下流に付替えます。

高梁川派川(水江・柳井原地先: -3.4k~-1.0k 左右岸) 【付替①】

小田川下流端から柳井原貯水池(旧河道)を経て高梁川への合流部までの掘削、 盛土、護岸整備、樹木伐開を実施します。

小田川(南山地先:-1.0k~0.0k 左右岸) 【付替②】

高梁川と小田川との締切堤の整備、掘削、護岸整備、樹木伐開を実施します。

5) 笠井堰左岸堰改築(可動化)

笠井堰 (高梁川 10.8k) 【堰①】

河積を阻害している笠井堰については、段階的な整備として、左岸側(許可 工作物)の改築を行います。

横断工作物の改築等にあたっては、許可工作物の管理者と十分調整を図るとともに、自然環境に配慮して進めていきます。河床変動に対しては十分に調査、検討を行い、堆積による堰操作時の機能障害、<mark>深掘れに</mark>よる損傷等施設への被害が生じないように配慮します。

わかりやすい 表現へ修正

妙見山付近の分派区間の、笠井堰の左岸堰改築(可動化)と堰上下流の中州の掘削に伴う水の流れの変化に対しては、掘削形状に配慮して酒津堤防への水あたりを緩和させ、堤体の安全性の向上を図ります。

カかりやすい 表現へ修正



図 5.1.7 笠井堰左岸堰改築(可動化)の位置図

6) 小田川合流点付替え

小田川の洪水を高梁川派川に流すことによって、高梁川及び小田川の水位を 低下させるため、小田川の合流点を現状より約4.6km下流に付替えます。

高梁川派川(水江・柳井原地先:-3.4k~-1.0k 左右岸) 【付替①】

小田川下流端から柳井原貯水池(旧河道)を経て高梁川への合流部までの掘削、 盛土、護岸整備、樹木伐開を実施します。

小田川(南山地先:-1.0k~0.0k 左右岸) 【付替②】

高梁川と小田川との締切堤の整備、掘削、護岸整備、樹木伐開を実施します。

5. 河川整備の実施に関する事項

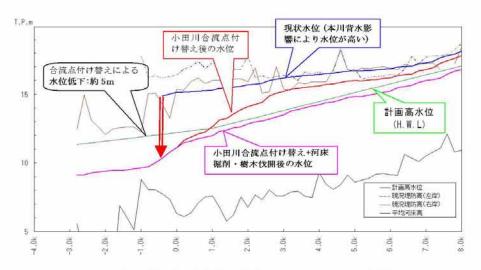
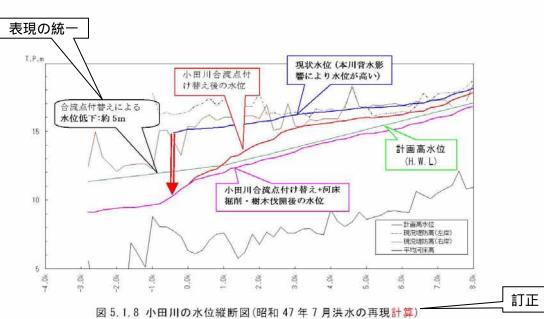


図 5.1.8 小田川の水位縦断図(昭和 47年7月洪水の再現流量)



高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

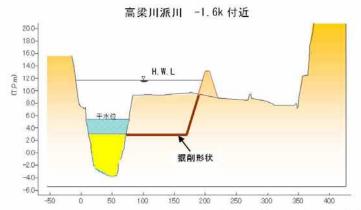
5. 河川整備の実施に関する事項





64

5. 河川整備の実施に関する事項



注) 築堤については、今後地域住民の皆様のご意見を伺いながら具体的な形状 を決定するため、上図と変わる可能性もあります。

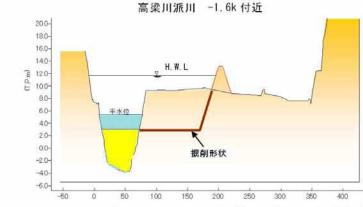
図 5.1.9 小田川合流点付替えのイメージ図

実施にあたっては以下の点に配慮して、洪水を安全に流下できる河道を整備 します。

- ・付替え後の合流点における、高梁川の堤防への影響
- ・現在の貯水池と交差する JR 山陽新幹線及び山陽自動車道橋梁への影響
- ・小田川と高梁川を分離する新たな堤防の安全性

また、小田川付替後の本川及び小田川河床変動状況・河川管理施設等への影響、周辺環境への影響を調査、検討し、必要に応じて適切な対応策を実施します。特に河川整備に伴う生息・生育環境の変化により、影響を受ける動植物については、可能な限り影響の回避、低減等環境保全措置を図り、良好な河川環境の維持に努めます。

護岸の整備にあたっては、地域の意見や要望を踏まえつつ、親水護岸等の整備について検討を行います。



注) 築堤については、今後地域住民の皆様のご意見を伺いながら具体的な形状 を決定するため、上図と変わる可能性もあります。

図 5.1.9 小田川合流点付替えのイメージ図

実施にあたっては以下の点に配慮して、洪水を安全に流下できる河道を整備 します。

表現の統一

- ・付替え後の合流点における、高梁川の堤防への影響
- ・現在の貯水池と交差する JR 山陽新幹線及び山陽自動車道橋梁への影響
- ・小田川と高梁川を分離する新たな堤防の安全性

調査、検討の 対象を明確化

また、小田川合流点付替え後の本川及び小田川河床変動状況・河川管理施設等への影響、周辺の環境や土地利用への影響を調査、検討し、必要に応じて適切な対応策を実施します。特に河川整備に伴い動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える場合には、可能な限り影響の回避、低減等環境保全措置を図り、良好な河川環境の維持に努めます。

護岸の整備にあたっては、地域の意見や要望を踏まえつつ、親水護岸等の整備について検討を行います。

表現の適正化

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

(2) 高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先)

表 5.1.4 河川の整備を実施する区間(高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先))

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
	Over Date Age Mod	古地地先	11.8k~14.0k 左右岸	【掘削①】
高梁川 河道掘削 樹木伐開 注)	清音・柿木・総社・ 川辺・山崎・秦下地先	14.0k~19.4k 左右岸	【掘削②】	
高梁川 堤防補強 (浸透対策)	古地地先	12.55k~14.0k 左岸	【浸透①】	
	柿木地先	15.7k~16.5k 左岸	【浸透②】	
		総社地先	20.6k~21.0 k 左岸	【断面①】
高梁川 築堤 (断面確保)	川辺地先	14.4k~15.0 k 右岸	【断面②】	
	山崎地先	18.8k~19.2k 右岸	【断面③】	
	秦下地先	20.6k~21.25 k 右岸	【断面④】	

注) 実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。

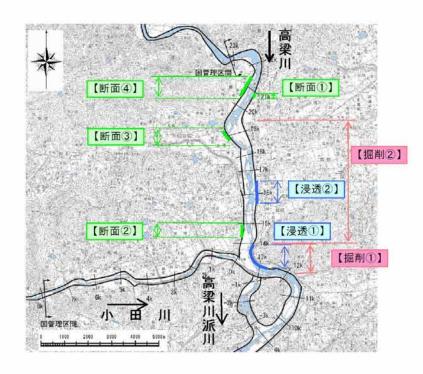


図 5.1.10 河川の整備を実施する区間の位置図(高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先)) ※図中の番号は表 5.1.4 に対応する位置図番号により場所を表示

5. 河川整備の実施に関する事項

(2) 高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先)

表 5.1.4 河川の整備を実施する区間(高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先))

「左右岸」を

削除

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
9	梁川 河道掘削 樹木伐開 注)	古地地先	11.8k~14.0k	【掘削①】
高梁川		清音・柿木・総社・ 川辺・山崎・秦下地先	14.0k∼19.4k	【掘削②】
計 郷 111	堤防補強	古地地先	12.55k~14.0k 左岸	【浸透①】
高梁川	(浸透対策)	柿木地先	15.7k~16.5 k 左岸	【浸透②】
1		総社地先	20.6k~21.0 k 左岸	【断面①】
ta im tat	梁川 築堤 (断面確保)	川辺地先	14.4k~15.0k 右岸	【断面②】
高梁川		山崎地先	18.8k~19.2k 右岸	【断面③】
		秦下地先	20.6k~21.25 k 右岸	【断面④】

注)実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。

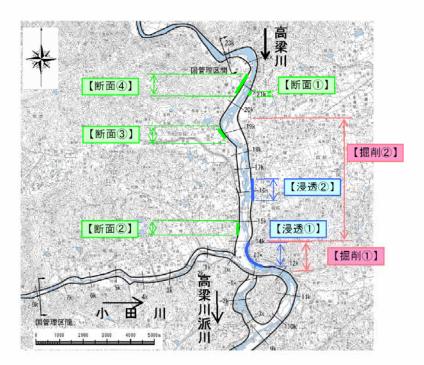


図 5.1.10 河川の整備を実施する区間の位置図(高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先)) ※図中の番号は表 5.1.4に対応する位置図番号により場所を表示

66

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

5. 河川整備の実施に関する事項

1) 河道掘削及び樹木伐開

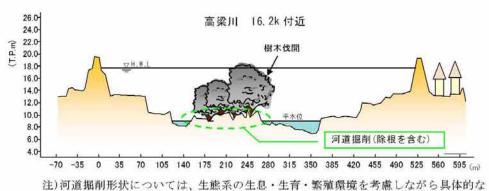
高梁川(古地:11.8k~14.0k) 【掘削①】

小田川合流点付替えに伴い高梁川本川の河積への影響が生じないよう、河道 掘削及び樹木伐開を実施します。

高梁川(清音・柿木・総社・川辺・山崎・秦下地先:14.0k~19.4k) 【掘削②】 河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削、樹木 伐開を行います。

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖域や保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。





形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.11 高梁川清音地先他 整備断面のイメージ図

1) 河道掘削及び樹木伐開

高梁川(古地:11.8k~14.0k) 【掘削①】

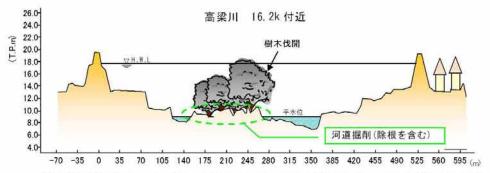
小田川合流点付替えに伴い高梁川本川の河積への影響が生じないよう、河道 掘削及び樹木伐開を実施します。

高梁川(清音・柿木・総社・川辺・山崎・秦下地先:14.0k~19.4k) 【掘削②】 河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削、樹木 伐開を行います。

表現の修正

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖<mark>環境に配慮し、特に</mark>保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。





注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な 形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.11 高梁川清音地先他 整備断面のイメージ図

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

2) 堤防補強 (浸透対策)

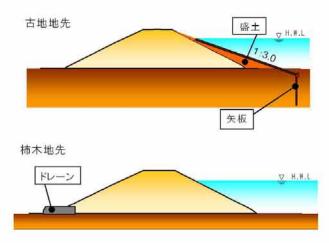
高梁川(古地地先: 12.55k~14.0k 左岸) 【浸透①】

小田川合流点付替えに伴い、堤防補強(浸透対策)を実施します。

高梁川(柿木地先:15.7k~16.5k 左岸) 【浸透②】

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防 補強を実施します。





注)実施に際しては、区間ごとの状況等について検討を行い最適な工法を採用します。 図 5.1.12 堤防補強 (浸透対策) のイメージ図

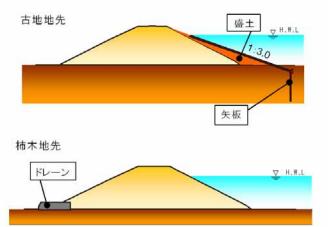
5. 河川整備の実施に関する事項

2) 堤防補強 (浸透対策)

高梁川(古地地先:12.55k~14.0k 左岸) 【浸透①】 小田川合流点付替えに伴い、堤防補強(浸透対策)を実施します。 高梁川(柿木地先:15.7k~16.5k 左岸) 【浸透②】

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防補強を実施します。





注)実施に際しては、区間ごとの状況等について検討を行い最適な工法を採用します。 図 5.1.12 堤防補強 (浸透対策) のイメージ図

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

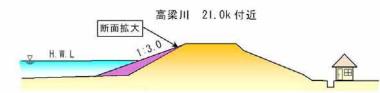
5. 河川整備の実施に関する事項

3) 築堤(断面確保)

高梁川(総社地先: 20.6k~21.0k 左岸) 【断面①】 (川辺地先: 14.4k~15.0k 右岸) 【断面②】 (山崎地先: 18.8k~19.2k 右岸) 【断面③】 (秦下地先: 20.6k~21.25k 右岸) 【断面④】

当該区間では、堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。





注)実施にあたっては、背後地の状況の変化等により、堤防の形状が変わる場合があります。

図5.1.13 築堤(断面確保)のイメージ図

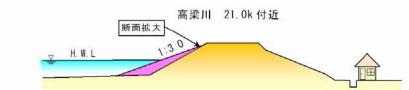
5. 河川整備の実施に関する事項

3) 築堤(断面確保)

高梁川(総社地先: 20.6k~21.0k 左岸) 【断面①】 (川辺地先: 14.4k~15.0k 右岸) 【断面②】 (山崎地先: 18.8k~19.2k 右岸) 【断面③】 (秦下地先: 20.6k~21.25k 右岸) 【断面④】

当該区間では、堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。





注)実施にあたっては、背後地の状況の変化等により、堤防の形状が変わる場合があります。

図5.1.13 築堤(断面確保)のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

(3) 高梁川上流地区(湛井地先~国管理区間上流端)

表 5.1.5 河川の整備を実施する区間(高梁川上流地区(湛井地先~国管理区間上流端))

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	河道掘削 注)	秦地先	21.3k~22.2k 右岸	【掘削①】

注)実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。



図 5.1.14 河川の整備を実施する区間の位置図(高梁川上流地区(湛井地先~国管理区間上流端))

※図中の番号は表 5.1.5 に対応する位置図番号により場所を表示

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

(3) 高梁川上流地区(湛井地先~国管理区間上流端)

表 5.1.5 河川の整備を実施する区間(高梁川上流地区(湛井地先~国管理区間上流端))

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	河道掘削 注)	秦地先	21. 3k~22. 2k	【掘削①】

「右岸」を削除

注)実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる。 変更が発生する場合があります。

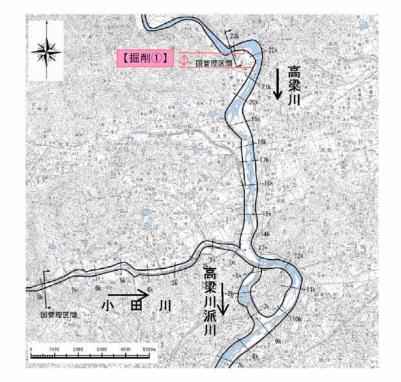


図 5.1.14 河川の整備を実施する区間の位置図(高梁川上流地区(湛井地先~国管理区間上流端))

※図中の番号は表 5.1.5 に対応する位置図番号により場所を表示

5. 河川整備の実施に関する事項

1) 河道掘削

高梁川(秦地先: 21.3 k~22.2k) 【掘削①】

河積が不足している秦地先では、河積確保のために河道掘削を行います。 その結果、国管理区間の上流端に位置する宍粟地先については、戦後最も大きな被害を与えた昭和 47 年7月洪水について住家の浸水被害を防ぐことが可能になります。

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖域や保全上重要な区域を改変する場合には、緩やかな勾配の水際等を保全します。



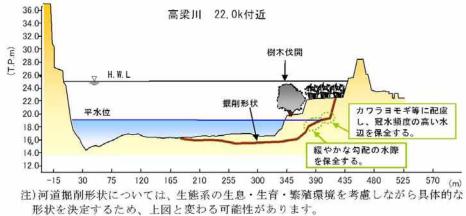


図 5.1.15 高梁川秦地先 整備断面のイメージ図

1) 河道掘削

高梁川(秦地先: 21.3 k~22.2k) 【掘削①】

河積が不足している秦地先では、河積確保のために河道掘削を行います。 その結果、国管理区間の上流端に位置する宍粟地先については、戦後最も大き な被害を与えた昭和 47 年7月洪水について住家の浸水被害を防ぐことが可能 になります。

表現の修正

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、特に保全上重要な区域を改変する場合には、緩やかな勾配の水際等を保全します。



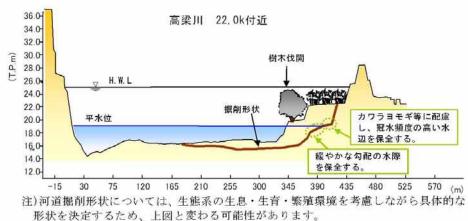


図 5.1.15 高梁川秦地先 整備断面のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

(4) 小田川

表 5.1.6 河川の整備を実施する区間(小田川)

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
小田川	河道掘削 樹木伐開 注)	** 簡曲・有井・二万・ 服部・尾崎・八高地 先他	0.0k~7.9k 左右岸	【掘削①】
小田川	宮田堰 継ぎ足し (可動堰)	遠田地先	4. 2k	【堰①】
als tra III	築堤	服部地先	6.25k~6.42k 左岸	【断面①】
小田川 (断面確保)	赤鳥居地先	4.6k~6.2k, 6.2k~7.2k 右岸	【断面②】	

注)実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。

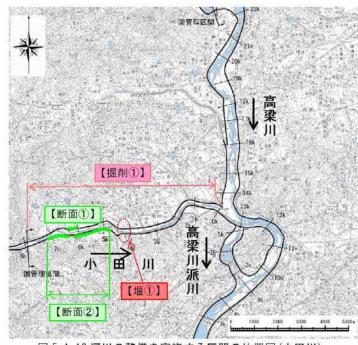


図 5.1.16 河川の整備を実施する区間の位置図(小田川)

※図中の番号は表 5.1.6 に対応する位置図番号により場所を表示

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

(4) 小田川

表 5.1.6 河川の整備を実施する区間(小田川)

「左右岸」を 削除

河川	整備内容	地先名	区 間	位置図番号
小田川	河道掘削 樹木伐開 注)	* 新田・有井・二万・ 服部・尾崎・八高地 先他	0. 0k∼7. 9k	【掘削①】
小田川	宮田堰 継ぎ足し (可動堰)	遠田地先	4. 2k	【堰①】
de matur	築堤	服部地先	6.25k~6.42k 左岸	【断面①】
小田川	(断面確保) 赤鳥居地先	4.6k~6.2k, 6.2k~7.2k 右岸	【断面②】	

注)実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の 変更が発生する場合があります。

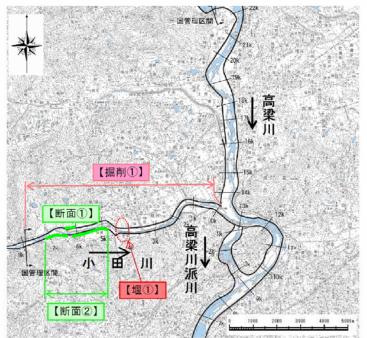


図 5.1.16 河川の整備を実施する区間の位置図(小田川)

※図中の番号は表 5.1.6 に対応する位置図番号により場所を表示

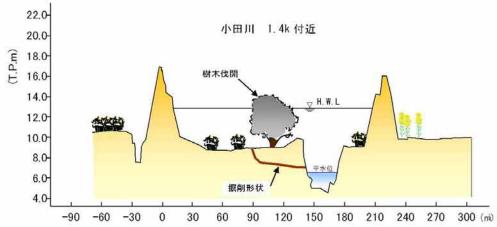
5. 河川整備の実施に関する事項

1) 河道掘削及び樹木伐開

小田川(箭田・有井・二万・服部・尾崎・八高地先他:0.0k~7.9k) 【掘削①】 河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削、樹木 伐開を行います。

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖域や保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。





注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な 形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.17 小田川箭田地先他 整備断面のイメージ図

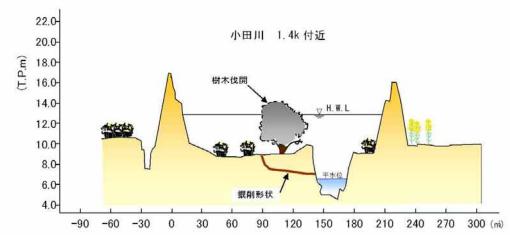
1) 河道掘削及び樹木伐開

小田川(箭田・有井・二万・服部・尾崎・八高地先他: 0.0k~7.9k) 【掘削①】 河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削、樹木 伐開を行います。

表現の修正

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖<mark>環境に配慮し、特に</mark>保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。





注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な 形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.17 小田川箭田地先他 整備断面のイメージ図

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

2) 宮田堰継ぎ足し(可動堰)

宮田堰(小田川 4.2k) 【堰①】

河積確保のための段階的な河道掘削による低水路の拡幅に伴い、宮田堰(許可工作物) 拡幅箇所に可動堰を継ぎ足します。

横断工作物の改築等にあたっては、許可工作物の管理者と十分調整を図るとともに、自然環境に配慮して進めていきます。河床変動に対しては、堆積による堰操作時の機能障害、洗掘よる損傷等施設への被害が生じないように配慮します。



図 5.1.18 宮田堰継ぎ足しの位置図

5. 河川整備の実施に関する事項

2) 宮田堰継ぎ足し(可動堰)

宮田堰(小田川 4.2k) 【堰①】

河積確保のための段階的な河道掘削による低水路の拡幅に伴い、宮田堰(許可工作物)拡幅箇所に可動堰を継ぎ足します。

横断工作物の改築等にあたっては、許可工作物の管理者と十分調整を図るとともに、自然環境に配慮して進めていきます。河床変動に対しては、堆積による堰操作時の機能障害、深掘れによる損傷等施設への被害が生じないように配慮します。

わかりやすい 表現へ修正



注記による解 説を追記

図 5.1.18 宮田堰継ぎ足しの位置図

河床変動:洪水等による水の流れの力によって、河床が掘れて低下したり、上流から の土砂の堆積により河床が上昇する現象。

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

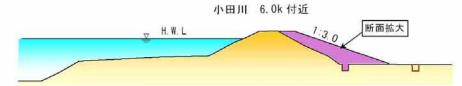
5. 河川整備の実施に関する事項

3) 築堤(断面確保)

小田川(赤鳥居地先: 6.25k~6.42k 左岸) 【断面①】 (服部地先: 4.6k~6.2k, 6.2k~7.2k 右岸) 【断面②】

当該区間では、堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。





注)実施にあたっては、背後地の状況の変化等により、堤防の形状が変わる場合があります。

図5.1.19 築堤(断面確保)のイメージ図

3) 築堤(断面確保)

小田川(赤鳥居地先: 6.25k~6.42k 左岸) 【断面①】 (服部地先: 4.6k~6.2k, 6.2k~7.2k 右岸) 【断面②】

当該区間では、堤防断面の不足している区間の断面を拡大し、断面確保の整備を実施します。



小田川 6.0k 付近 → H.W.L

| 1:3.0 | 断面拡大 | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0 | | 1:3.0

注)実施にあたっては、背後地の状況の変化等により、堤防の形状が変わる場合があります。

図5.1.19 築堤(断面確保)のイメージ図

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1)正常流量の確保

高梁川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水の現況、動 植物の保護、漁業、景観を考慮して、小田川付替え後、酒津地点で概ね 16m3/s を目標としています。

高梁川において、安定的、継続的な水利用を可能にするため、既存の「高梁 川水系水利用協議会」において河川管理者と水利用者の間で河川情報及び水利 用情報等を共有し、水利用の合理化を図る等により、目標とする流量の確保に 努め河川の適正な利用に努めます。

(2) 渇水への対応

渇水により、地域住民の生活や社会活動、農業生産等への被害、魚類等をは じめとした自然環境への悪影響を与えるおそれがある場合には、既存の「高梁 川水系水利用協議会」において、情報を関係機関と共有するとともに住民への 提供を行い、関係機関と連携して地域住民に対して節水を呼びかける等、節水 や水利用の調整に努めます。

渇水時には、魚類等の生息・繁殖環境への影響把握に努めるため通常の河川 巡視で状況を把握する調査に加えて、水深、流速、河床状態、水質、生物等に ついての調査を実施します。

流域の少雨化が進行した場合、渇水被害が深刻となることが懸念されます。 このため、引き続き降雨、流量などのデータの収集、整理や水利用の実態把握 を行い、経年的変化などモニタリングを実施し、渇水被害が深刻とならないよ う、調査、検討に努めます。



高梁川水系水利用協議会の会議状況(H21

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 表現の統一

(1)正常流量の確保

高梁川の流水の正常な機能を維持するために必要な洗重は、利水の現況、動 植物の保護、漁業、景観を考慮して、小田川合流点付替え後、酒津地点で概ね 16m3/s を目標としています。

高梁川において、安定的、継続的な水利用を可能にするため、既存の「高梁 川水系水利用協議会」において河川管理者と水利用者の間で河川情報及び水利 用情報等を共有し、水利用の合理化を図る等により、目標とする流量の確保に 努め河川の適正な利用に努めます。

説明の充実

(2) 渇水への対応

渇水により、地域住民の生活や社会活動、農業生産等/被害、魚類等をは じめとした自然環境への悪影響を与えるおそれがある場合には、既存の「高梁 川水系水利用協議会」において、水利用に関する情報を関係機関と共有すると ともに地域住民に対して節水を呼びかける等、節水意識の向上や水利用の調整 に努めます。

渇水時には、魚類等の生息・繁殖環境への影響把握に努めるため通常の河川 巡視で状況を把握する調査に加えて、水深、流速、河床状態、水質、生物等に ついての調査を実施します。

流域の少雨化が進行した場合、渇水被害が深刻となることが懸念されます。 このため、引き続き降雨、流量などのデータの収集、整理や水利用の実態把握 を行い、経年的変化などモニタリングを実施し、渇水被害が深刻とならないよ う、調査、検討に努めます。



高梁川水系水利用協議会の会議状況(H21)

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 自然環境

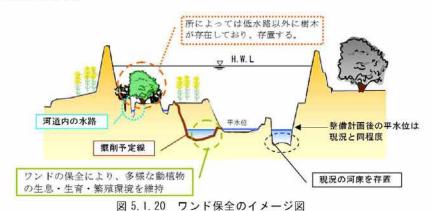
1) 自然環境の保全

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境や保全上重要な区域を改変する場合に は、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。

また、河川工事等により影響を受ける重要なタナゴ類については、河道内の 水路・ワンド等の生息地の保全に努めます。また今後、タナゴ類を含む多様な 動植物の生息・生育・繁殖環境の改善を目標とした産卵場・生息場等の保全や、 居住地側との連続性確保等の自然再生事業について、検討を進めていきます。

なお河床掘削を行う際は、動植物へ与える影響を踏まえ、必要に応じてモニ タリングや学識者等の助言を得ながら、対策を実施していきます。

特に小田川合流点付替えにおいては、水環境や動植物及び生態系に与える影 響を把握するため、モニタリング調査等によって工事の影響を把握しながら慎 重に工事を進めることとし、環境への影響が著しいことが予測も含めて明らか になった場合は、新たな環境保全措置を含めた対策の検討を行い、適切な対応 を図ります。モニタリングは、専門家等の意見、助言を得て作成した計画に基 づき実施します。



緩やかな勾配の水際 掘削予定線 緩やかな勾配の水際を 考慮した掘削ライン

図 5.1.21 緩やかな勾配の水際の保全のイメージ図

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 自然環境

表現の修正

1) 自然環境の保全

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、特に保全上重要な区域を改 変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等の保全を図ります。

表現の統一

また、河川工事等により影響を受ける重要なタナゴ類については、河道内の 水路・ワンド等の生息地の保全に努めます。また今後、タナゴ類を含む多様な 動植物の生息・生育・繁殖環境の改善を目標とした産卵場・生息場等の保全や、 居住地側との連続性確保等の自然再生事業について、検討を進めていきます。

なお河床掘削を行う際は、動植物へ与える影響を踏まえ、必要に応じてモニ タリングや学識者等の助言を得ながら、対策を実施していきます。

実施内容の 明確化

小田川合流点付替えにより、動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える 場合には、可能な限り影響の回避、低減等環境保全措置を図り、良好な河川環 境の維持に努めます。

整備にあたっては、水環境や動植物及び生態系への影響をモニタリング調査

表現の統一

事項であるこ とを明確化

等によって把握しながら、慎重に工事を進めることとし<mark>ます。環境への影響</mark>が 実施時の配慮 著しいことが予測も含めて明らかになった場合は、新たな環境保全措置を含め た対策の検討を行い、適切な対応を図ります。モニタリングは、専門家等の意 見、助言を得て作成した計画に基づき実施します。

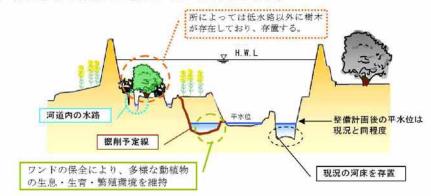


図 5.1.20 ワンド保全のイメージ図

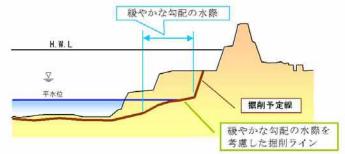


図 5.1.21 緩やかな勾配の水際の保全のイメージ図

77

77

2) 魚類等の移動の連続性の確保

高梁川及び小田川を、魚ののぼりやすい川とするため、横断工作物が与える 魚類等の遡上や降下への影響を把握するとともに、必要に応じて堰の管理者や 関係機関と調整を図って魚道を改良し、回遊魚等の移動環境の向上に取り組み ます。



魚道現況(潮止堰の例)



魚道現況(高梁川合同堰(湛井堰)の例)

(2)河川利用

多くの人々が水面や河川敷を利用し ている現状を踏まえ、河川空間の適正な 利用と管理に努めます。

このため、河川空間利用に関する区間 別の目標をもとに、河川敷地の占用によ る利用施設が適切に利用あるいは管理 されるよう、占用者に対して監督を行い

との連携を進め、地域のニーズの把握、 利用の円滑化に努め、必要に応じてイベ ント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、 環境教育等の活動の場となる河川空間 の整備を実施します。



また、河川管理者と自治体、地域住民 高梁川河川敷の占用による利用施設の整備

5. 河川整備の実施に関する事項

2) 魚類等の移動の連続性の確保

高梁川及び小田川を、魚ののぼりやすい川とするため、横断工作物が与える 魚類等の遡上や降下への影響を把握するとともに、必要に応じて堰の管理者や 関係機関と調整を図って魚道を改良し、回遊魚等の移動環境の向上に取り組み ます。



表現の適正化 により削除



魚道現況(笠井堰)

表現の適正化 により削除

(2)河川利用

多くの人々が水面や河川敷を利用し ている現状を踏まえ、河川空間の適正な 利用と管理に努めます。

このため、河川空間利用に関する区間 別の目標をもとに、河川敷地の占用によ る利用施設が適切に利用あるいは管理 されるよう、占用者に対して監督を行い ます。

また、河川管理者と自治体、地域住民 高梁川河川敷の占用による利用施設の整備 との連携を進め、地域のニーズの把握、 利用の円滑化に努め、必要に応じてイベ ント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、 環境教育等の活動の場となる河川空間 の整備を実施します。



状況(公園)

河川敷の占用:河川法の許可を受けて、公共 性又は公益性のある事業又は活動のた めに河川敷地を利用すること。占用施設 が、公園、スポーツ広場等の場合、許可 を受ける占用者は地方自治体(市)であ ることが多い。

注記による解 説を追記

79

(伐開前)

79

5. 河川整備の実施に関する事項

(3)景観の保全

河道内の樹木の繁茂は、流下阻害や河 川巡視の妨げになるばかりでなく、川ら しいイメージを損なう原因となる場合 があります。

高梁川の良好な水辺景観の保全、維持 を図るため、必要に応じて樹木の伐開を 行います。

また、倉敷市の風致地区に指定されている酒津地区の自然景観の保全を図ります。



高梁川の樹木伐開による景観の変化

(4) 水質の保全

関係機関、地域住民等と連携、調整を 図り、多様な方策により高梁川の現状の 良好な水質の保全に努めます。

このため「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し水質に関する情報の 共有を進めます。また、地域と協働で新 しい水質指標に基づく調査を実施し、地 域住民に対して水質保全の啓発を行い ます。



岡山三川水質汚濁防止連絡協議会の 開催状況

5. 河川整備の実施に関する事項

(3)景観の保全

河道内の樹木の繁茂は、流下阻害や河 川巡視の妨げになるばかりでなく、川ら しいイメージを損なう原因となる場合 があります。

高梁川の良好な水辺景観の保全、維持 を図るため、必要に応じて樹木の伐開を 行います。

また、倉敷市の風致地区に指定されている酒津地区の自然景観の保全を図ります。





高梁川の樹木伐開による景観の変化

(4)水質の保全

関係機関、地域住民等と連携、調整を 図り、多様な方策により高梁川の現状の 良好な水質の保全に努めます。

このため「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し水質に関する情報の 共有を進めます。また、地域と協働で新 しい水質指標に基づく調査を実施し、地 域住民に対して水質保全の啓発を行い ます。



岡山三川水質汚濁防止連絡協議会の 開催状況

5. 河川整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

高梁川水系における河川の維持管理にあたっては、繁茂の著しい樹木、築造から80年以上経過し形状や材料に問題のある堤防、堰及び数多く存在する排水門といった高梁川及び小田川の河川特性を十分踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した河川維持管理計画の充実を図るとともに、河川の状態変化の監視・評価、評価結果に基づく機動的な改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理体系」を構築し、効率的・効果的な実施に努めます。

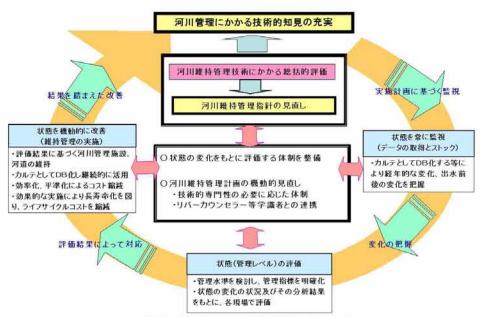


図 5.2.1 サイクル型維持管理のイメージ

川は常に変化する自然公物であるため、洪水の前後だけでなく、日常から継続的に調査・点検を行い、その結果を「河川カルテ」として記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。

河川管理施設等が適正に機能する管理水準の確保については、河道管理、堤 防管理、危機管理、河川環境管理等を総合的に勘案して管理水準の検討を行い、 管理者が着目する指標(管理指標)を明確にし、適切な維持管理が行われるよ う図ります。

以上を踏まえ、河川維持管理計画に基づく年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画を作成し、維持管理を実施します。なお、毎年、維持管理の実施結果に応じて改善すべき点があれば次年度に反映させます。

また、維持管理の実施にあたっては、実施の効率化、平準化による維持管理コストの縮減に努め、さらに、効果的な維持管理を行うことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

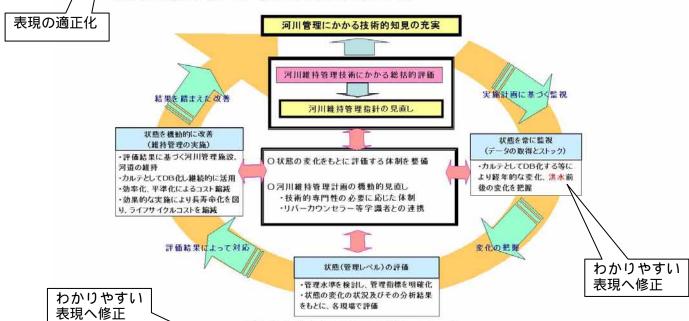
このような維持管理を継続的に実施することによって、高梁川水系が有して

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

高梁川水系における河川の維持管理にあたっては、繁茂の著しい樹木、築造 年代が古く材料や構造が不明な堤防、堰及び数多く存在する排水門といった高 梁川及び小田川の河川特性を十分踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定し た河川維持管理計画の充実を図るとともに、河川の状態変化の監視・評価、評価結果に基づく機動的な改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理体 系」を構築し、効率的・効果的な実施に努めます。



川は常に変化していることから、洪水の前後だけでなく、日常から継続的に調査・点検を行い、その結果を「河川カルテ」として記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。

図 5.2.1 サイクル型維持管理のイメージ

河川管理施設等が適正に機能する管理水準の確保については、河道管理、堤 防管理、危機管理、河川環境管理等を総合的に勘案して管理水準の検討を行い、 管理者が着目する指標(管理指標)を明確にし、適切な維持管理が行われるよ う図ります。

以上を踏まえ、河川維持管理計画に基づく年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画を作成し、維持管理を実施します。なお、毎注記による解説を追記 年、維持管理の実施結果に応じて改善すべき点があれば次年度に反映させます。また、維持管理の実施にあたっては、実施の効率化、平準化による維持管理

河川カルテ:河川巡視・点検による河川構造物の被災履歴や河道変状の情報等を整理 し、記録したもの。

コストの縮減に努め、さらに、効果的な維持管理を行うことにより施設の長寿

80

80

5. 河川整備の実施に関する事項

いる治水、利水、環境に関する多様な機能の維持に努めます。

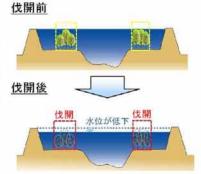
なお、維持管理にあたっては、関係機関や地域住民等との連携を強化しなが ら、適正に実施します。

5.2.1 高梁川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

高梁川水系の河川の維持管理については、高梁川水系の有する治水、利水、 環境に関する多様な機能を継続的に維持することを目的に実施しますが、高梁 川水系の河川の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を(1) 河道内樹木の管理(2)堤防・護岸の維持管理(3)構造物の維持管理と定め、 維持管理の重点化、効率化を図ります。

(1) 河道内樹木の管理

高梁川及び小田川の河道内樹木は増加傾向 にあり、特に小田川の下流部では近年急増して いるため、これらを放置すると洪水時に、水位 の上昇や流木の発生原因となる等、重大な災害 伐開後 を招く原因となる恐れがあります。また河川巡 視の視界を妨げ、河川管理の支障となるととも に、ゴミ等が樹木にかかることで、景観の悪化 や水質への影響も懸念されます。一方で河道内 の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河 川景観を形成する等、多様な機能を有していま



このような状況を踏まえ、樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の 安全な流下や河川管理に支障とならないよう計画的な伐採を行います。

樹木伐採にあたっては、段階的な伐開や生物の繁殖期を避ける等、伐採箇所 の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。また、伐木ボランティアによる作 業の協力、伐採木等の希望者への提供、公募による樹木伐採等により、資源と しての再利用やコスト縮減を図ります。

樹木伐採後には、新たな生育への対応として、撤去作業が容易な幼木のうち に除去することに努め、維持管理の効率化、コスト縮減を図ります。

(2) 堤防・護岸の維持管理

高梁川の堤防は、本川では明治~大正期の第一期改修に時期に、小田川では 昭和初期に築堤されたものが多くを占めます。築造年代が古いことから堤防の 材料や構造に不明な要素が多く、崩落、形状変化の危険性が否めません。また、 堤防材料が十分でないため土砂の吸い出しによる護岸崩壊が起こっています。

このような状況を踏まえ、平常時は、堤防及び護岸等の状態を把握するため 河川巡視及び点検を行います。洪水時は、重要水防箇所の確認及び過去に漏水 対策を実施した箇所を継続監視し、堤防・護岸に破損等の異常が生じた場合に 命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

このような維持管理を継続的に実施することによって、高梁川水系が有して いる治水、利水、環境に関する多様な機能の維持に努めます。

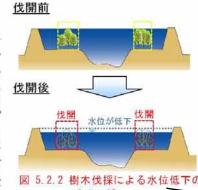
なお、維持管理にあたっては、関係機関や地域住民等との連携を強化しなが ら、適正に実施します。

5.2.1 高梁川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

高梁川水系の河川の維持管理については、高梁川水系の有する治水、利水、 環境に関する多様な機能を継続的に維持することを目的に実施しますが、高梁 川水系の河川の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を(1) 河道内樹木の管理(2)堤防・護岸の維持管理(3)構造物の維持管理と定め、 維持管理の重点化、効率化を図ります。

(1)河道内樹木の管理

高梁川及び小田川の河道内樹木は増加傾向に あり、特に小田川の下流部では近年急増してい るため、これらを放置すると洪水時に、水位の 上昇や流木の発生原因となる等、重大な災害を 伐開後 招く原因となる恐れがあります。また河川巡視 の視界を妨げ、河川管理の支障となるとともに、 ゴミ等が樹木にかかることで、景観の悪化や水 質への影響も懸念されます。一方で河道内の樹 木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景 図 5.2.2 樹木伐採による水位低下の 観を形成する等、多様な機能を有しています。



このような状況を踏まえ、樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の 安全な流下や河川管理に支障とならないよう計画的な伐採を行います。

樹木伐採にあたっては、段階的な伐開や生物の繁殖期を避ける等、伐採箇所 の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。また、伐木ボランティアによる作 業の協力、伐採木等の希望者への提供、公募による樹木伐採等により、資源と しての再利用やコスト縮減を図ります。

樹木伐採後には、新たな生育への対応として、撤去作業が容易な幼木のうち に除去することに努め、維持管理の効率化、コスト縮減を図ります。

(2) 堤防・護岸の維持管理

訂正

高梁川の堤防は、本川では明治~大正期の第一期改修の時期に、小田川では 昭和初期に築堤されたものが多くを占めます。築造年代が古いことから堤防の 材料や構造に不明な要素が多く、崩落、形状変化の危険性が否めません。また、 堤防材料が十分でないため土砂の吸い出しによる護岸崩壊が起こっています。

このような状況を踏まえ、平常時は、堤防及び護岸等の状態を把握するため 河川巡視及び点検を行います。洪水時は、重要水防箇所の確認及び過去に堤防 説明の追加

5. 河川整備の実施に関する事項

は速やかに補修を行います。これらの巡視や点検の結果は「河川カルテ」として記録・保存し、データベース化することにより、経年的な変化や洪水前後の変化等の把握に努めます。

堤防においては、機能維持、亀裂・堤防斜面の崩れ等の異常の早期発見のため、除草を行います。

護岸については、河床の深掘れによる崩壊の懸念される箇所では護岸前面の河床形状を 監視します。また、堤防材料の吸い出しによ る護岸崩壊を防止するため、空洞化等の点検 を行います。



堤防の除草状況

(3) 構造物の維持管理(河川管理施設等)

高梁川には、堰、排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設が合計 31 箇所、設置されており、洪水時には必要に応じて的確な操作を行います。

これらは、設置後30年を超えるものが3割を占めるなど全体的に劣化、老朽化が進行しており、機能低下が懸念され、小田川



軽部排水機場

では22箇所を数えるなど多数の排水門の確実な操作体制の維持が、課題となっています。

高梁川では潮止堰の下流側の洗掘対策が、課題となっています。

このような状況を踏まえ、設置から相当年数が経過した河川管理施設については、劣化診断を実施し、施設を総合評価した上で、既設工作物を活用する等の修繕を実施し、施設の耐用年数を延ばすことで機能維持を図りながら、コスト縮減に努めます。また、河川管理施設の操作が確実にできるよう、平常時には河川巡視における目視点検等により損傷等の変状の早期発見に努めるとともに、ゲート操作等に係わる機械設備、電気設備を点検・調査し、施設の状態を評価・把握します。施設の損傷、劣化等の変状が確認された場合は、迅速かつ効率的な補修を実施します。さらに、定期的な操作訓練を実施します。

潮止堰については、必要に応じて堰周辺の河道断面の測量を行い、河床の挙動を把握することによって河床変動に起因する災害の防止に努めます。特に、下流側の洗掘状況を監視して堰本体及び護床工の破損により堰の機能が損なわれないよう努めます。

なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様な施設の適切な維持管理 を許可工作物の管理者に指導します。また、変状が確認された場合、速やかに 許可工作物の管理者に連絡し、補修、整備等を指導します。

表現の明確化

注記による解

説を追記

5. 河川整備の実施に関する事項

からの漏水対策を実施した箇所を継続監視し、堤防・護岸に破損等の異常が生じた場合には速やかに補修を行います。これらの巡視や点検の結果は「河川カルテ」として記録・保存し、データベース化することにより、経年的な変化や洪水前後の変化等の把握に努めます。

堤防においては、機能維持、亀裂・堤防斜面の崩れ等の異常の早期発見のため、除草を行います。

護岸については、河床の深掘れによる崩壊の懸念される箇所では護岸前面の河床形状を 監視します。また、堤防材料の吸い出しによ る護岸崩壊を防止するため、空洞化等の点検 を行います。



堤防の除草状況

重要水防箇所:堤防の大きさが不足、水が堤防や地盤を浸透し湧き出る、堤防がくずれる危険性のある等、洪水時に危険が予想され重点的な巡視点検が必要な箇所。

(3)構造物の維持管理(河川管理施設等)

高梁川には、堰、排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設が合計31箇所設置されています。これらは、設置後30年を超えるものが3割を占めるなど全体的に劣化、老朽化が進行しています。特に、小田川では22箇所の排水門があり、洪水時の確実な操作体制を維持することが重要です。また、潮止堰は、堰の下流側における深掘れによる機能の低下が懸念されます。



わかりやすい 表現へ修正

軽部排水機場(ポンプ場)

内容の修正

内容の修正

一このような状況を踏まえ、河川管理施設については、定期的な点検・整備等により施設の状態を的確に把握し、必要に応じて適切な補修を行い、施設の機能を維持します。特に、老朽化が進んだ施設については、劣化診断等を実施し、効果的な補修により施設の耐用年数を延ばすよう努めます。また、施設の操作が確実に行えるよう、平常時から河川巡視における目視点検等により操作の支障となる変状がないか確認するとともに、定期的な操作訓練を実施します。

・ 潮止堰については、下流側の深掘れにより堰本体及び護床工が破損して堰の 機能が損なわれないよう、堰周辺の断面測量等により河床の挙動を監視・把握 します。

なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に適切な維持管理がなされるよう許可工作物の管理者に指導します。また、変状が確認された場合は、速やかに許可工作物の管理者に連絡し、補修、整備等を指導します。

簡潔な表現へ 修正

簡潔な表現へ

修正

護床工:主に水門・堰などの河川構造物の上流及び下流に、流水による河床の深掘れ 防止の目的で設置されるもの。

注記による解 説を追記

5. 河川整備の実施に関する事項

5.2.2 その他の河川維持管理

(1) 河川状況の把握及び情報提供

1) 河川巡視

河川巡視は、治水、利水、環境の観点から現地の状況を把握するもので河川 管理において重要な役割を持ち、主要な情報源として欠かせないものです。

平常時には、河川管理施設の点検、不法行為等の監視を行います。洪水や地 震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合は、河川管理施設及び居住地 側の状況や異常発生の有無を把握するため、迅速かつ的確な河川巡視を行いま す。

2) 河川情報の収集・提供

適切な河川管理や迅速な水防活動を実施するためには、各種の河川情報の収集・提供が必要です。従って、水文・水質や流域における土砂動態等、河川管理に資する情報や河川環境に関する情報を適切に収集します。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進めます。

また、洪水時の防災情報等として用いるため、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位情報等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設の挙動に関するデータ等の河川情報を迅速に収集します。



河川監視カメラ



水質観測(採水)の状況

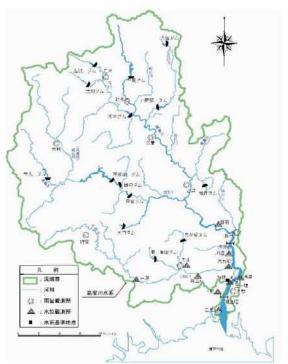


図 5.2.3 高梁川流域内の雨量及び水位観測所

5.2.2 その他の河川維持管理

(1) 河川状況の把握及び情報提供

1) 河川巡視

河川巡視は、治水、利水、環境の観点から現地の状況を把握するもので河川 管理において重要な役割を持ち、主要な情報源として欠かせないものです。

平常時には、河川管理施設の点検、不法行為等の監視を行います。洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合は、河川管理施設及び居住地側の状況や異常発生の有無を把握するため、迅速かつ的確な河川巡視を行います。

2) 河川情報の収集・提供

適切な河川管理や迅速な水防活動を実施するためには、各種の河川情報の収集・提供が必要です。従って、水文・水質や流域における土砂動態等、河川管理に資する情報や河川環境に関する情報を適切に収集します。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進めます。

また、洪水時の防災情報等として用いるため、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位情報等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設の挙動に関するデータ等の河川情報を迅速に収集します。



河川監視カメラ



水質観測(採水)の状況

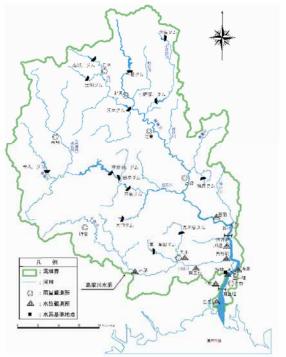
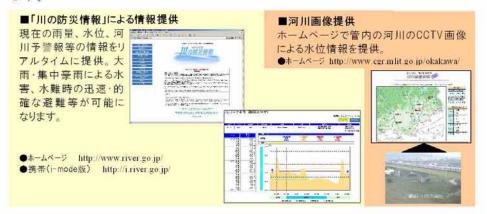


図 5.2.3 高梁川流域内の雨量及び水位観測所

83

収集整理した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、データベース化を図り、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網を用いて関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努めます。



河川整備にあたっては、河道形状、流れの状況、生物等について必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図り、効率的かつ的確な河川管理に役立てます。

(2) 施設の機能維持及び管理

1)総合的な土砂管理

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組み、安定した河道の維持に努めます。このため、水系のダム貯水池等の堆積・流出土砂量、河道の堆積・洗掘土砂量等をモニタリングによって把握し、水系の土砂動態の把握を行うことで、適切な河道や施設の機能維持及び管理に努めます。

特に、河川整備による地形改変の大きい小田川合流点付替え箇所や堰改築箇所については、重点的にモニタリングを行います。

2)河道内土砂の管理(河道の維持管理)

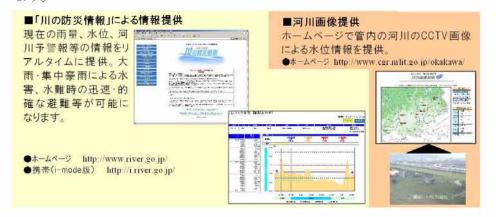
日常の河川巡視や定期的な縦横断測量等により土砂堆積や河床低下等の状況を把握します。土砂の堆積により流下阻害が生じないよう、必要に応じて掘削等を実施します。また河床の低下については、河川管理施設等の安全性が損なわれないよう、必要に応じて補修等を実施します。

河床掘削に際しては、瀬や淵の保全に努めるとともに、水際部の掘削面の勾配を緩やかにし、一部に浅瀬やワンドを残す等、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

なお、実施予定の河川工事や維持による掘削とは別途、砂利採取法に基づく 砂利採取が行われることがあり、許可・指導を通じて適切に管理します。

5. 河川整備の実施に関する事項

収集整理した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報 として活用するため、データベース化を図り、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網を用いて関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努め ます。



河川整備にあたっては、河道形状、流れの状況、生物等について必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図り、効率的かつ的確な河川管理に役立てます。

(2) 施設の機能維持及び管理

1)総合的な土砂管理

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組み、安定した河道の維持に努めます。このため、水系のダム貯水池等の堆積・流出土砂量、河道の堆積・洗掘土砂量等をモニタリングによって把握し、水系の土砂動態の把握を行うことで、適切な河道や施設の機能維持及び管理に努めます。

特に、河川整備による地形改変の大きい小田川合流点付替え箇所や堰改築箇 所については、重点的にモニタリングを行います。

2)河道内土砂の管理(河道の維持管理)

日常の河川巡視や定期的な縦横断測量等により土砂堆積や河床低下等の状況を把握します。土砂の堆積により流下阻害が生じないよう、必要に応じて掘削等を実施します。また河床の低下については、河川管理施設等の安全性が損なわれないよう、必要に応じて補修等を実施します。

河床掘削に際しては、瀬や淵の保全に努めるとともに、水際部の掘削面の勾配を緩やかにし、一部に浅瀬やワンドを残す等、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

なお、実施予定の河川工事や維持による掘削とは別途、砂利採取法に基づく 砂利採取が行われることがあり、許可・指導を通じて適切に管理します。

(3) 危機管理体制の整備

1) 水防活動の円滑化

水防活動は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒・防ぎょし、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とし、水防法により関連市町が実施するものとされています。

このため、自治体、関係機関、河川管理者からなる「水防連絡会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同河川巡視、水防訓練等、水防体制の充実を図ります。また、土砂、土のう袋等の災害用資材の備蓄状況や災害対策用機械の保管状況について、情報の共有化を図ります。

2) 災害用資機材の備蓄・保管

洪水、地震、水質事故等による災害の拡大防止のため、災害用資機材を備蓄・保管します。また、定期的に点検を行い、資機材の備蓄・保管状況を把握し、 適切に資機材を管理します。

3) 洪水予報、水防警報

「洪水予報河川」及び「水防警報河川」に指定されている高梁川、小田川の国管理区間では、気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ伝達を行い水害に対する種々の準備を促します。また、水防活動の指針となる水防警報を発表し、関係機関へ伝達し効率的かつ適切な水防活動を支援します。



5. 河川整備の実施に関する事項

橋脚への水位表示状況(高梁川)

なお、高梁川派川については、小田川合流点付替 えにより洪水の流下が開始される時点までに「洪水 予報河川」及び「水防警報河川」に追加指定し、高 梁川と同様に洪水予報を発表できるようにします。

住民等に対してはん濫の危険性を周知するため に、橋脚等への量水標の設置、危険水位等の水位表 示を実施します。

出水期前には、関係機関との情報伝達訓練、重要 水防箇所、河川情報の説明等を行い防災・減災活動 の支援を行います。



災害対策訓練の状況

洪水予報河川: 二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川水防警報河川: 洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川

(3) 危機管理体制の整備

1) 水防活動の円滑化

水防活動は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒・防ぎょし、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とし、水防法により関連市町が実施するものとされています。

このため、自治体、関係機関、河川管理者からなる「水防連絡会」を定期的 に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同河川巡視、水防訓練等、水防 体制の充実を図ります。また、土砂、土のう袋等の災害用資材の備蓄状況や災 害対策用機械の保管状況について、情報の共有化を図ります。

2) 災害用資機材の備蓄・保管

洪水、地震、水質事故等による災害の拡大防止のため、災害用資機材を備蓄・ 保管します。また、定期的に点検を行い、資機材の備蓄・保管状況を把握し、 適切に資機材を管理します。

3) 洪水予報、水防警報

「洪水予報河川」及び「水防警報河川」に指定されている高梁川、小田川の国管理区間では、気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ伝達を行い水害に対する種々の準備を促します。また、水防活動の指針となる水防警報を発表し、関係機関へ伝達し効率的かつ適切な水防活動を支援します。

なお、高梁川派川については、小田川合流点付替 えにより洪水の流下が開始される時点までに「洪水 予報河川」及び「水防警報河川」に追加指定し、高 梁川と同様に洪水予報を発表できるようにします。

住民等に対してはん濫の危険性を周知するため に、橋脚等への量水標の設置、はん<u>濫危険水位等の</u> 水位表示を実施します。

出水期前には、関係機関との情報伝達訓練、重要 水防箇所、河川情報の説明等を行い防災・減災活動 の支援を行います。



文中との整合

橋脚への量水標の設置状況 (高梁川)



表現の適正化

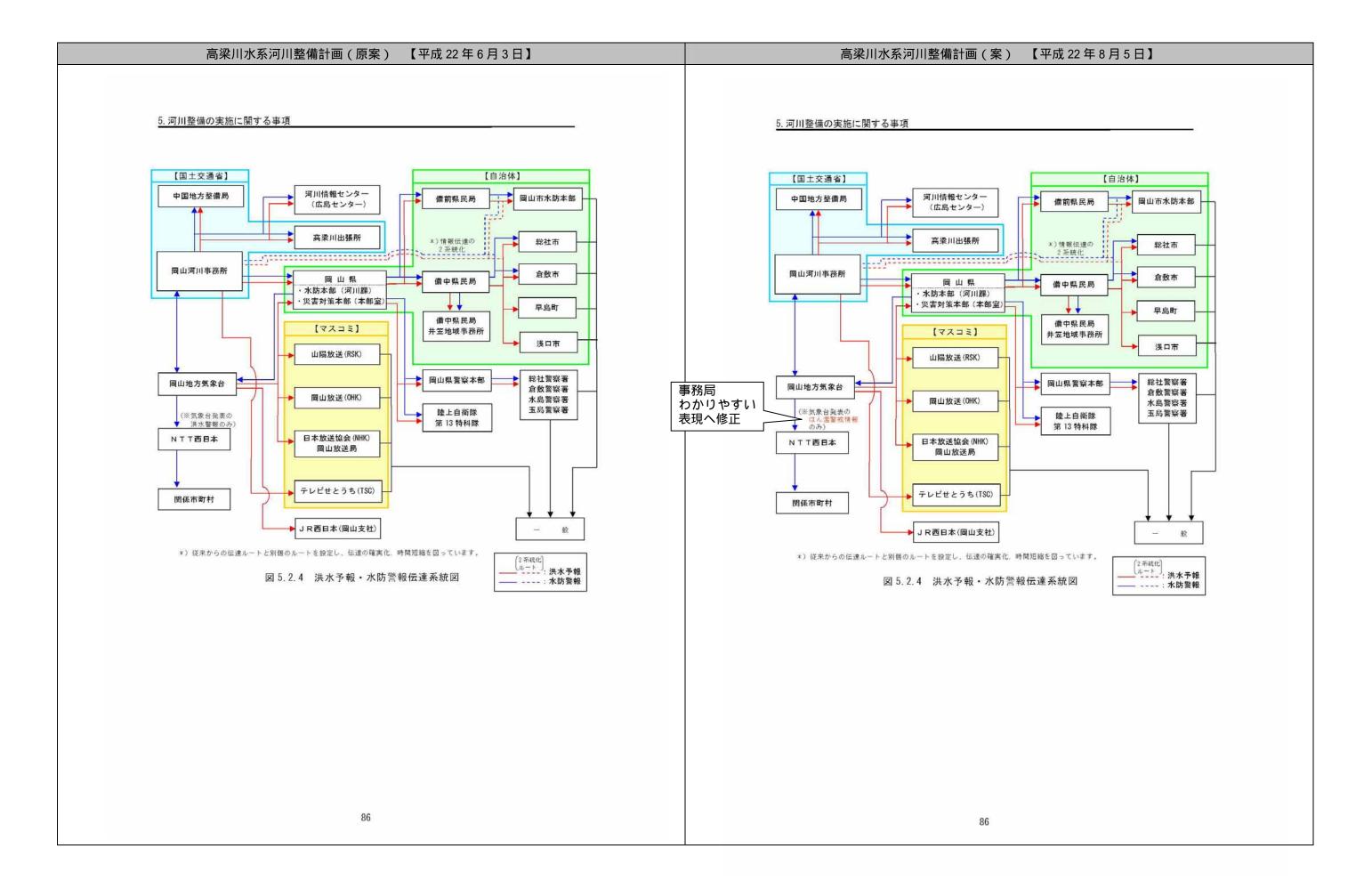
災害対策訓練の状況

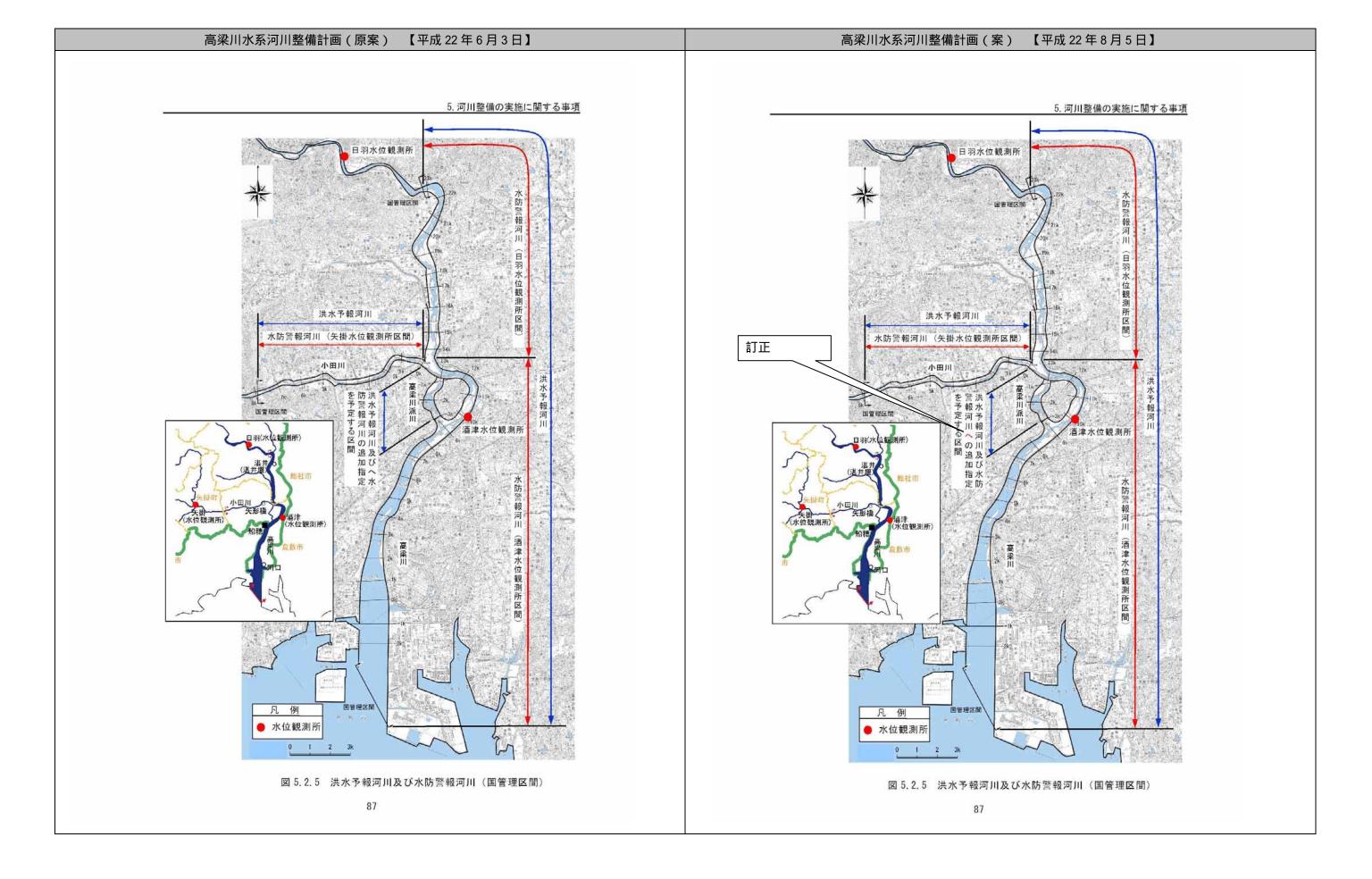
洪水予報河川:二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川水防警報河川:洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして

水防警報河川: 洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして 指定した河川

はん濫危険水位:洪水により、家屋浸水等の被害を生ずるはん濫の起こる恐れがある水位。

/ 注記による解 説を追記





4) 浸水想定区域図の更新

浸水想定区域図は、各河川が洪水防御に関する計画の基本となる降雨により はん濫した場合に、浸水が想定される区域を図示したものです。

今後、河川改修の進捗、道路整備や区画整理による浸水想定区域内の地形の 改変等に伴い、浸水想定区域が大きく変化する場合は、適宜区域指定を更新し ます。

5) 洪水ハザードマップ等の作成支援

洪水ハザードマップは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため浸水 想定区域、避難場所等を記載したもので、倉敷市・総社市・浅口市・早島町域 について作成・公表されています。

これら洪水ハザードマップの更新の際には、自治体の作成、普及への支援を 引き続き行います。さらに、地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高 め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用 した防災訓練、防災計画検討等の取り組みへの必要な支援を行います。

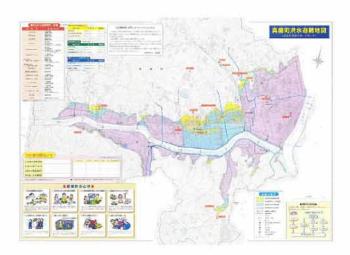


図 5.2.6 洪水ハザードマップの例(倉敷市真備町域を対象)

また、生活空間である市街地に水災にかかる各種情報を洪水関連標識として 表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の推進を支援します。

高梁川下流部の市町および国土交通省岡山河川事務所によって「高梁川下流 部災害情報協議会」が設置されており、引き続き災害関連情報の共有化、ハザ ードマップ整備に関する情報交換等を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項

4) 浸水想定区域図の更新

浸水想定区域図は、各河川が洪水防御に関する計画の基本となる降雨により はん濫した場合に、浸水が想定される区域を図示したものです。

今後、河川改修の進捗、道路整備や区画整理による浸水想定区域内の地形の 改変等に伴い、浸水想定区域が大きく変化する場合は、適宜区域指定を更新し ます。

5) 洪水ハザードマップ等の作成支援

洪水ハザードマップは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため浸水 想定区域、避難場所等を記載したもので、倉敷市・総社市・浅口市・早島町域 について作成・公表されています。

これら洪水ハザードマップの更新の際には、自治体の作成、普及への支援を 引き続き行います。さらに、地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高 め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用 した防災訓練、防災計画検討等の取り組みへの必要な支援を行います。

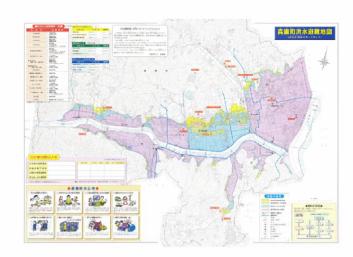


図 5.2.6 洪水ハザードマップの例(倉敷市真備町域を対象)

また、生活空間である市街地に水災にかかる各種情報を洪水関連標識として 表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の推進を支援します。

高梁川下流部の市町および国土交通省岡山河川事務所によって「高梁川下流 部災害情報協議会」が設置されており、引き続き災害関連情報の共有化、ハザ ードマップ整備に関する情報交換等を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項



6)被害発生時の自治体への応援





避難場所標識の例

浸水深標識の例

図 5.2.7 まるごとまちごとハザードマップのイメージ

内水被害等の発生時には、関係機関と調整を 図り、自治体からの要請により排水ポンプ車等 の出動支援を行います。

7) 防災エキスパート

洪水や地震等により河川管理施設や公共土木 排水ポンプ車操作訓練(高梁川) 施設が被害を受けた場合、防災エキスパートの 協力を得て、情報の収集、災害復旧活動を行い、被災地域の早期復旧を図りま

8) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故 は、高梁川の水利用者とともに河川に生息す る生物の生態系にも多大な影響を与えます。 このため「岡山三川水質汚濁防止連絡協議

会」等を開催し水質監視体制に関する連絡、 調整及び水質に関する情報交換を行うととも に、定期的に水質事故訓練等を行うことによ り、迅速な対応ができる体制の充実を図りま

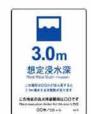


岡山三川水質事故対策訓練 (岡山河川事務所管内河川)

5. 河川整備の実施に関する事項







避難場所標識の例

浸水深標識の例

図 5.2.7 まるごとまちごとハザードマップのイメージ

6)被害発生時の自治体への応援

内水被害等の発生時には、関係機関と調整を 図り、自治体からの要請により排水ポンプ車等 の出動支援を行います。

7) 防災エキスパート

洪水や地震等により河川管理施設や公共土木 施設が被害を受けた場合、防災エキスパートの 協力を得て、情報の収集、災害復旧活動を行い、被災地域の早期復旧を図りま



排水ポンプ車操作訓練(高梁川)

8) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故 は、高梁川の水利用者とともに河川に生息す る生物の生態系にも多大な影響を与えます。

このため「岡山三川水質汚濁防止連絡協議 会」等を開催し水質監視体制に関する連絡、 調整及び水質に関する情報交換を行うととも に、定期的に水質事故訓練等を行うことによ り、迅速な対応ができる体制の充実を図りま す。



岡山三川水質事故対策訓練 (岡山河川事務所管内河川)

(4) 河川環境に関する維持管理

1) 河川環境のモニタリング

多様な動植物が生息・生育・繁殖する高梁川の良好な自然環境を保全するために、「河川水辺の国勢調査」等の環境モニタリングを継続的に実施するとともに、河川環境上重要な箇所については、必要に応じて調査を実施し、河川管理の基礎資料とします。また当該箇所で工事を実施する場合は、工事期間中のモニタリング結果をホームページで公表する等、住民が情報を共有しやすい環境を整備します。

ア)河川水辺の国勢調査の実施

高梁川及び小田川の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に向けて、河川水 辺の国勢調査を継続的に実施します。

表 5.2.1 河川水辺の国勢調査 (国管理区間)

調査項目	備考
魚類、底生生物 植物、鳥類 両生類、は虫類	魚類調査にあわせて必要に応じて、重要 なタナゴ類の調査を実施 植物調査にあわせて植生、外来種及び鳥
ほ乳類、陸上昆虫類 河川環境基図	類の繁殖場調査を実施

イ)河川環境情報図の活用

河川水辺の国勢調査等の情報を適宜、追加・更新していくことで、河川環境情報図を、河川環境に関する情報を把握し河川事業を実施する際の環境への影響を検討するための基本データとして活用します。

2) 外来種対策

河川固有の自然と生物多様性の保全のため、外来種対策を行います。

河川工事等における外来生物の導入や持ち出しの防止に努めるほか、「特定 外来種による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき国土交通大臣 が主務大臣として防除の公示を行った陸生植物 5 種(オオキンケイギク、オオ ハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ)については、 河川管理行為(除草、運搬)を適切に実施するとともに、河川水辺の国勢調査 により分布等のモニタリングを行います。

なお、取り組みにあたっては、外来種対策に対する市民の理解と協力をいた だくために、広報・啓発に努めます。

5. 河川整備の実施に関する事項

(4) 河川環境に関する維持管理

1)河川環境のモニタリング

多様な動植物が生息・生育・繁殖する高梁川の良好な自然環境を保全するために、「河川水辺の国勢調査」等の環境モニタリングを継続的に実施するとともに、河川環境上重要な箇所については、必要に応じて調査を実施し、河川管理の基礎資料とします。また当該箇所で工事を実施する場合は、工事期間中のモニタリング結果をホームページで公表する等、住民が情報を共有しやすい環境を整備します。

ア)河川水辺の国勢調査の実施

高梁川及び小田川の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に向けて、河川水 辺の国勢調査を継続的に実施します。

表 5.2.1 河川水辺の国勢調査 (国管理区間)

調查項目	備考
魚類、底生生物 植物、鳥類 両生類、は虫類 ほ乳類、陸上昆虫類 河川環境基図	無類調査にあわせて必要に応じて、重要なタナゴ類の調査を実施 植物調査にあわせて植生、外来種及び鳥類の繁殖場調査を実施

記述順序の 訂正

イ)河川環境情報図の活用

河川水辺の国勢調査等の情報をもとに河川環境情報図を適宜、追加・更新していくことで、河川環境に関する情報を把握するとともに、河川事業を実施する際の環境への影響を検討するための基本データとして活用します。

河川環境情報図:その川の持つ固有の自然環境を分かり易く分析・評価するため、水域・水際域・陸域の環境区分、動植物の確認状況、河川利用などの情報を図上に整理したもの。

注記による解 説を追記

2) 外来種対策

河川固有の自然と生物多様性の保全のため、外来種対策を行います。

河川工事等における外来生物の導入や持ち出しの防止に努めるほか、「特定外来種による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき国土交通大臣が主務大臣として防除の告示を行った陸生植物 5 種(オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ)については、河川管理行為(除草、運搬)を適切に実施するとともに、河川水辺の国勢調査

により分布等のモニタリングを行います。 なお、取り組みにあたっては、外来種対策に対する市民の理解と協力をいた だくために、広報・啓発に努めます。

訂正

90

5. 河川整備の実施に関する事項

(5) 河川空間の維持管理

1) 河川空間の適正な利用

河川空間の利用の状況について、「川 の通信簿調査」や「河川空間利用実態調 査」等の実施により、定期的に評価、分 析し、適正な利用が幅広く図られるよう、 関係自治体等と連携を図ります。

なお、河川敷地が適正に利用され良好 な環境を保つためには、占用地の維持管 理が適切に行われることが必要です。そ の占用者に対しては、施設の点検、修復、



テニスコート (高梁川)

伐木あるいは除草の実施、占用施設の洪水時撤去等の安全面での管理体制およ び緊急時における通報連絡体制の確立等を指導し、適正な維持管理の徹底を図 ります。

2)安全な利用についての配慮

水辺や水面等の河川利用における水難事故 の防止を目的とした安全利用点検を、所轄警 察署や消防署および河川愛護モニターと共同 で実施します。

また、河川利用の特に多い場所等で、利用 に際し危険と思われる箇所が発見された場合 には、注意を促すための立て看板を設置する 等、河川の安全な利用について配慮を行いま 共同安全利用点検の状況(高梁川) す。



3) 不法行為の防止

河川敷地の無許可又は許可基準に反する工作物、大規模な捨土、盛土や掘削、 不法係留等は、洪水の疎通の妨げとなったり河川管理施設へ悪影響を与える場 合があります。

これら不法行為の発見・是正のため、日常的な河川巡視等による監視を行い ます。また、関係自治体、警察、自治会等と日頃より連携を図り、啓発活動の 実施により不法行為の防止に努めます。

(5) 河川空間の維持管理

1) 河川空間の適正な利用

河川空間の利用の状況について、「川 の通信簿調査」や「河川空間利用実態調 査」等の実施により、定期的に評価、分 析し、適正な利用が幅広く図られるよう、 関係自治体等と連携を図ります。

なお、河川敷地が適正に利用され良好 な環境を保つためには、占用地の維持管 理が適切に行われることが必要です。そ の占用者に対しては、施設の点検、修復、



テニスコート (高梁川)

伐木あるいは除草の実施、占用施設の洪水時撤去等の安全面での管理体制およ び緊急時における通報連絡体制の確立等を指導し、適正な維持管理の徹底を図 ります。

2)安全な利用についての配慮

水辺や水面等の河川利用における水難事故 の防止を目的とした安全利用点検を、所轄警 察署や消防署および河川愛護モニターと共同 で実施します。

また、河川利用の特に多い場所等で、利用 に際し危険と思われる箇所が発見された場合 には、河川管理施設の補修、占用施設の改善 指導、注意を促す立て看板の設置等を行い、 河川の安全な利用について配慮します。



共同安全利用点検の状況(高梁川

わかりやすい 構成に訂正

3) 不法行為の防止

記載内容

の補足

河川敷地の無許可又は許可基準に反する工作物、大規模な捨土、盛土や掘削、 不法係留等は、洪水の疎通の妨げとなったり河川管理施設へ悪影響を与える場 合があります。

これら不法行為の発見・是正のため、日常的な河川巡視等による監視を行い ます。また、関係自治体、警察、自治会等と日頃より連携を図り、啓発活動の 実施により不法行為の防止に努めます。

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

5. 河川整備の実施に関する事項

4) 河川美化のための体制づくり

河川愛護月間等を通してゴミの持ち帰り やマナー向上等の啓発活動を行います。

地域と一体となった河川清掃について、今 後も継続して協力が得られるよう、環境学習 等を支援します。



ゴミの回収状況(総社大橋付近)

5. 河川整備の実施に関する事項

4) 河川美化のための体制づくり

河川愛護月間等を通してゴミの持ち帰り やマナー向上等の啓発活動を行います。

地域と一体となった河川清掃について、今 後も継続して協力が得られるよう、環境学習 等を支援します。



ゴミの回収状況(総社大橋付近)

92

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

河川整備の実施に関する事項について、円滑に進めていくためには、関係機関との調整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するための 方策は、以下のとおりです。

6.1 その他施策との連携

(1) 管理者の異なる高潮堤防の整備

河口周辺の港湾区域等、管理者が異なる高潮堤防の整備にあたっては、施設 管理者と調整を図ります。

(2) 都市計画に関する施策との調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

また、河川周辺において、都市計画事業等が実施される場合は、関係自治体の施策と調整を図ります。

(3) 景観に関する施策との調整

高梁川・小田川には、堰上流に広がる水面、山地から連続する樹林、中州に よる多様な河川形状等の、良好な景観があります。

今後河川整備を行う際には、必要に応じて、「倉敷市景観条例」、「倉敷市 景観計画」等の景観に関する施策と調整を図ります。

(4) 兼用道路及び河川に隣接する道路

堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者と調整を図ります。

6.2 連携と協働

高梁川では、地域と連携・協働した川づくりとして、今後も地域住民への広報活動に努めるほか、清掃活動、伐木ボランティア、河川愛護モニター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。また、必要に応じて住民による活動を支援する等、積極的に対応を図ります。

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

河川整備の実施に関する事項について、円滑に進めていくためには、関係機関との調整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するための 方策は、以下のとおりです。

6.1 その他施策との連携

(1) 管理者の異なる高潮堤防の整備

河口周辺の港湾区域等、管理者が異なる高潮堤防の整備にあたっては、施設 管理者と調整を図ります。

(2) 都市計画に関する施策との調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体等と都市計画法等に 基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

また、河川周辺において、都市計画事業等が実施される場合は、関係自治体の施策と調整を図ります。

(3) 景観に関する施策との調整

高梁川・小田川には、堰上流に広がる水面、山地から連続する樹林、中州に よる多様な河川形状等の、良好な景観があります。

今後河川整備を行う際には、必要に応じて、「倉敷市景観条例」、「倉敷市 景観計画」等の景観に関する施策と調整を図ります。

(4) 兼用道路及び河川に隣接する道路

堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整備・ 維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が 図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道 路管理者と調整を図ります。

表現の明確化

6.2 連携と協働

高梁川では、地域と連携・協働した川づくりに向けて、今後も地域住民への広報活動に努めるほか、清掃活動、伐木ボランティア、河川愛護モニター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。また、必要に応じて住民による清掃活動を支援する等、積極的な対応をしていきます。

表現の修正

内容の具体化

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6.3情報の共有化

連携と協働を実現するためには、治水・利水・環境に関わる情報を共有化することが重要です。

そのため、ホームページや事務所事業概要を通じて、高梁川の河川整備状況 や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、施設の見学会、説明会、出前講座等、住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。



岡山河川事務所事業概要(表紙)





流域内中学校生徒による大和山レーダ雨量観測所の見学



ショッピングモールにおける高粱川パネル展

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6.3情報の共有化

連携と協働を実現するためには、治水・利水・環境に関わる情報を共有化することが重要です。

そのため、ホームページや事務所事業概要を通じて、高梁川の河川整備状況や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、施設の見学会、説明会、出前講座等、住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。



岡山河川事務所事業概要(表紙)





流域内中学校生徒による大和山レーダ雨量観測所の見学



ショッピングモールにおける高粱川パネル展

高梁川水系河川整備計画(案) 【平成22年8月5日】

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6.4 社会環境の変化への対応

高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、高梁川の河川空間が果たすべき役割も、現状のスポーツ施設中心の利用に加えて、憩いの場、地域のコミュニケーションの場としての利用等、新たな社会環境への対応が求められています。

このため、本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、高梁川水系をとりまく社会、環境の変化に伴い生じる課題や住民のニーズに適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策にも努めます。

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6.4 社会環境の変化への対応

高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、高梁川の河川空間が果たすべき役割も、現状のスポーツ施設中心の利用に加えて、憩いの場、地域のコミュニケーションの場としての利用等、新たな社会環境への対応が求められています。

このため、本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、高梁川水系をとりまく社会、環境の変化に伴い生じる課題や住民のニーズに適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策にも努めます。